

## 67 漁村の活性化・再生支援

【1, 461 (1, 516) 百万円】

### 対策のポイント

- ・地域の創意工夫を活かした取組等による安全で活力のある漁村づくりを推進します。
- ・離島の漁業再生活動を支援します。

### <背景/課題>

- ・漁村は、水産業の不振や生活・生産環境の立ち遅れなどから、就業機会の減少、人口の流出・減少、著しい高齢化といった問題が顕在化しています。
- ・一方、漁村は、新鮮で安全な水産物を安定的に供給する拠点として極めて重要であるとともに、都市住民との交流の場や海の公益的機能を維持・発揮するための拠点としての役割を果たしています。
- ・このため、地域における漁村活性化の取組の支援等、漁村の総合的な活性化対策が必要となっています。
- ・特に漁業が基幹産業である離島については、近年漁業の生産基盤が脆弱化していることから、離島の漁場の生産力の向上を図りつつ、地域の創意工夫により各島の特性を最大限に活用していくことが必要となっています。

### 政策目標

- 全国約80の漁村における子ども受入れの実現及び約2割の漁村において体験漁業等の活性化の取組を開始等（平成24年度まで）
- 離島漁業就業者の平均漁業所得が同一都道府県内都市部の勤労者世帯有業者の平均勤め先収入を上回ること（平成26年度まで）

### <主な内容>

#### 1. 漁村活性化活動支援

161 (137) 百万円

多面的機能を有する漁村の活性化を推進するため、廃船となったFRP漁船の魚礁への活用等の妥当性を把握するための実証試験、子供たちの漁村受入れのためのガイドライン等活性化に役立つ各種指針の作成、取組の中核となる人材の育成等の条件整備を行い、各地において漁村活性化の活動が誘発されるよう支援します。

補助率：定額、1/2  
事業実施主体：民間団体

#### 2. 離島漁業再生支援交付金

1, 300 (1, 378) 百万円

離島振興法の指定地域と沖縄・奄美・小笠原の各特別措置法の対象地域のうち、本土と架橋で結ばれていないなど、一定以上の不利性を有する離島を対象として、漁場の生産力の向上など漁業の再生に共同で取り組む漁業集落に交付金（1集落（25世帯相当）当たり340万円）の交付による支援を行います。

補助率：定額  
事業実施主体：地方公共団体

お問い合わせ先：

- 1の事業 水産庁計画課 (03-3502-8492 (直))
- 2の事業 水産庁防災漁村課 (03-6744-2392 (直))

平成23年度概算要求額  
1,461百万円

# 漁村の活性化・再生支援

## 漁村活性化活動支援

遊漁船・漁船の漁獲等への活用長引事業

人工魚礁材としてのFRP廃船の有効性、経済性、耐久性等を検証するための実証試験を行い、FRP廃船の人工魚礁への活用マニュアルを作成

漁村地域防犯事業

漁村の地域資源の活用促進や教育の場としての漁村の活用等を通じた漁業・漁村の活性化を推進するため、子供たちの漁村受入れのためのガイドライン等活性化に役立つ各種指針の作成、取組の中核となる人材の育成等の条件整備を実施

地域水産業の活性化に  
向けた漁港高度利用促進事業

水産関係者等の多様な関係者の参画による拠点漁港の漁港施設等の機能・配置の再編・高度化手法の取りまとめを支援

遊漁船乗客安全対策等推進事業

遊漁船事故情報の収集・分析及び遊漁船業者等に対する安全講習会の実施、釣り人へのマナーの啓発を指導する釣り指導員の活動支援、水産資源及び水迎環境保護・保全のための釣り場清掃・種苗放流活動を実施

プレジャーボートの適正な  
滞留・保管推進事業

放置艇対策を効果的に推進するため、プレジャーボートの適正な滞留・保管推進方策の検討、マニュアルの作成

## 離島漁業再生支援交付金

共同で漁業再生活動に取り組む離島の漁業集落に対し、交付金により支援  
(1集落(25世帯相当)当たり340万円交付)

## 漁業再生活動

- ① 集落協定の策定
- ② 漁場の生産力の向上  
(種苗法流、海岸清掃、植樹等)
- ③ 集落の創意工夫を活かした取組  
(漁具漁法の開発、流通体制の改善等)

## 成果

- 各地の漁村において活性化の取組が活発化
- 離島における漁業再生への取組が活発化

## 漁村の健全な発展